

平成30年度資金管理業務に関する事業報告書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を実施した。

平成30年度においては、自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務と輸出返還業務に関する取組みとして、更なる利便性向上等を図るために、これまで別々に設置していた問合せ窓口センターの平成31年4月1日からの統合に向けて準備を進めた。また、特預金の出えんに関する取組みとして、自動車リサイクル情報システムの大改造(必要性、規模、費用負担の方法等)を資金管理業務諮問委員会に諮問し、審議された。

II 事業内容

平成30年度に資金管理業務に関する事業として実施した主要なものは以下のとおりである。

1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、また、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行った。平成29年度に引き続き、軽自動車の販売が好調であったため、合計預託台数は前年比101%となった。収受形態ごとの内訳は下表のとおり。

収受形態	台数	預託収入
新車購入時預託	5,267千台	53,729百万円
引取時預託	51千台	290百万円
合計	5,318千台	54,019百万円

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用した。また、平成30年度からESG投資(環境、社会、企業統治の観点を考慮した投資)を開始し、社会貢献の拡大に努めた。

新規債券取得額面金額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は828億円であり、年度末における保有債券額面残高は8,875億円となった。

自動車の平均使用年数15年を考慮した、各年限の必要残高を額面600億円程度とする15年のラダー型資産構成は構築の途上にある。今後も、引き続き日本銀行の金融政策等による環境変化を注視したうえで対応する。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等に充てる資金として、自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行った。新車販売台数の増加等の影響による使用済自動車の増加に伴い、ASRの払渡台数は前年比102%となった。品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	払渡先	台数	払渡支出
ASR	自動車製造業者等 又は指定再資源化 機関	3, 196千台	19, 483百万円
エアバッグ類		2, 757千台	6, 522百万円
フロン類		2, 957千台	6, 147百万円
情報管理料金	情報管理センター	3, 362千台	614百万円
小計			32, 766百万円
利息			4, 593百万円
合計			37, 360百万円

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提に、リサイクル料金を150万台分172億円、及び利息として18億円を返還した。

5. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金の収受、管理及び払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)について万全な運営・管理を行い、安定したサービスを提供した。また、平成30年度は以下の取組みを実施した。

- (1) 自リ法対象外冷媒(HFO-1234yf)を搭載する自動車の誤預託を防止するためのシステム改修を実施した。
- (2) 自動車所有者が利用する一般料金照会機能及び車両状況照会機能について、個人情報保護の観点からセキュリティを強化するシステム改修案(令和元年6月実施予定)を取り纏めた。

6. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特預金の出えん等を行った。

- (1) 離島対策等支援事業の定常業務に要する費用に充てる資金として、95百万円を指定再資源化機関に対して出えんした。

- (2) 離島対策等支援事業のうち、不法投棄等対策支援事業の更なる拡充に要する費用に充てる資金として、3百万円を指定再資源化機関に対して出えんした。
- (3) 大規模災害の発生に備えた地方公共団体向けの事前対応に要する費用に充てる資金として、13百万円を指定再資源化機関に対して出えんした。
- (4) 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新に要する費用に充てる資金として、139百万円を情報管理センターに対して出えんした。
- (5) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する費用に充てる資金として、9百万円の出えん等を行った(7百万円を情報管理センターに、2百万円を指定再資源化機関に対して出えん)。

7. 特預金の新たな使途の検討及び発生要因の分析等

資金管理業務諮問委員会にて、特預金の使途の1つとして自動車リサイクル情報システムの大改造(必要性、規模、費用負担の方法等)について諮問し、審議がされた。

また、特預金の発生要因の分析を行い、法第98条第1項第1号に規定される「輸出取戻し請求権の2年時効」に該当するケースについては、中古車輸出を行う事業者への周知等の発生抑制策を講じた。さらに、法第98条第1項第4号に規定される「20年時効」に該当するケースについて、発生見込み額の予測を行った。

8. 輸出取戻し手数料額の改定

中古車輸出時のリサイクル料金返還業務については、平成26年4月に実施した手数料額改定以降、運営コスト削減を進めた結果、収支が黒字基調となったことから、あらためて今後の収支を精査したうえで、現行手数料額に対し33%低減した新手数料額に改定し、平成31年4月1日から適用することとした。

9. コンタクトセンター及び輸出返還事務センターの統合

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務と輸出返還業務については、これまで別々の問合せ窓口センターを設置していたが、自動車所有者や関連事業者の更なる利便性向上や業務の集約による効率化を図るため、平成31年4月1日から1つのセンターに統合することとした。

以上